

市川宮田フットボールクラブ・フォックス 規 約

第一章 総則

- 第 1 条 本クラブは市川宮田フットボールクラブ・フォックス（以下市川MFC
フォックスと略称する）を称する。
- 第 2 条 市川MFCは、サッカーを通して少年の健全な心身の育成と相互の親睦
を図ることを目的とする。
- 第 3 条 市川MFCの事務局は6学年代表宅におく。

第二章 会員

- 第 4 条 市川MFCは、原則として地域の小学生・中学生で組織し、その保護者
を育成会員とする。
- 第 5 条 市川MFCは未成年者で組織されるので、その実質運営は育成会によっ
て代行される。

第三章 役員

- 第 6 条 育成会には次の役員をおく。
- | | | |
|----------------|--------------------|------------|
| 会 長... 1 名 | 副会長... 2 名 | 会 計... 2 名 |
| 会 計 監 査... 1 名 | 学 年 代 表... 各 1 名 | |
| 代 表... 1 名 | 実 技 指 導 員... 若 干 名 | |
- 第 7 条 実技指導員は会長によって委嘱された者があたる。

第四章 総会

- 第 8 条 市川MFCは最高議決機関として、年1回の定期総会を開催し、重要事
項の決定を行う。また、臨時総会の必要がある時は、会長がこれを招集す
る。

第五章 会計

- 第 9 条 市川MFCの運営は、会費・補助金・寄附金等によって行い、消耗品以
外の支出は原則として役員会の承認を得るものとする。
- 第 10 条 会費は月1回、クラブ員1名につき2000円とする。また、コーチ料
として月1回、クラブ員1名につき2000円徴収する。
- 第 11 条 市川MFCへの加入及び退会の月の会費は、その申し出のあった月分を
含み退部の場合は貸与物品を完納した月分まで納入するものとする。

第六章 活動

- 第 12 条 各種サッカー大会参加及び練習、地域に対する奉仕活動、各種スポーツ
・レクリエーションを主な活動とする。
- 第 13 条 活動中の事故による怪我等についての補償はスポーツ傷害保険の範囲と
する。

附 則

- 第 14 条 本規約は、育成会員の2 / 3以上の賛同をもって改正することができる。